

平成二十六年法律第八十四号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	4
第二回 特定農林水産物等の名称の保護（第三条—第五条）	3
第三回 登録（第六条—第二十二条）	4
第四回 外国の特定農林水産物等に関する特例（第二十三条—第三十二条）	3
第五回 雜則（第三十三条—第三十八条）	4
第六回 罰則（第三十九条—第四十三条）	3
附則	4

第一章 総則

（目的）

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もつて農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「農林水産物等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 農林水産物（食用に供されるものに限る。）

二 飲食料品（前号に掲げるものを除く。）

三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）

五 農林水産物（第一号に掲げるものに限る。）

六 農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八 農林水産物（第一号に掲げるものに限る。）

九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

二十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

三十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

四十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

五十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

六十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

七十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

八十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

九十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百三十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百四十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百五十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百六十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百七十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百八十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十一 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十二 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十四 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十五 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十六 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十七 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十八 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百九十九 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

一百二十 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）

等」という。）に地理的表示を使用することができる。

前項の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分（確立された農林水産物等に関する国際分類その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。）に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等にこれらの表示が付されたもの又はその包装、容器若しくは送り状に記載して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。）に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等の表示を使用する場合（当該特定農林水産物等の登録の日から起算して七年を経過する日以後は、当該農林水産物等の生産地の全部が当該農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等の生産地内にある場合であって、当該農林水産物等又はその包装等との混同を防ぐのに適当な表示がなされているとき）に限る。）

前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める場合

（登録標章）

二 第六条の登録の日（当該登録に係る第七条第一項第三号に掲げる事項について第十六条第一項の変更の登録があつた場合にあっては、当該変更の登録の日。次号及び第四号に登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を使用する場合）

二 第六条の登録の日（当該登録に係る第七条第一項第三号に掲げる事項について第十六条第一項の変更の登録があつた場合にあっては、当該変更の登録の日。次号及び第四号に登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に登録標章（地理的表示）を使用する場合）

二 前項の規定による場合を除き、何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を使用してはならない。

（措置命令）

二 第三条の第二項 地理的表示又は類似等表示の除去又は抹消

（第五条） 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に對し、当該各号に定める措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三条の第二項 地理的表示又は類似等表示の除去又は抹消

（第六条） 生産行程管理業務を行なう生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等であるときは、当該農林水産物等について

（特定期） 第三条 第二項 登録

（特定期） 第六条 生産行程管理業務を行なう生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等であるときは、当該農林水産物等について

（登録の申請） 第七条 前条の登録（第十五条、第十六条、第十七条第一項ただし書、第十七条第二項及び第六条の二第一項）

に属する農林水産物等若しくはその包装等に損傷を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等を登録することができる。

第三項並びに第二十二条第一項第一号ニを除き、以下単に「登録」という。)を受けようとする生産者団体は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 生産者団体の名称及び住所並びに代表者(法人でない生産者団体にあつては、その代表者は又は管理人)の氏名

二 当該農林水産物等の区分

三 当該農林水産物等の名称

四 当該農林水産物等の生産地

五 当該農林水産物等の特性

六 当該農林水産物等の生産の方法

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、當該農林水産物等を特定するために必要な事項

八 第二号から前号までに掲げるもののほか、當該農林水産物等について農林水産省令で定める事項

九 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 明細書

二 生産行程管理業務の方法に関する規程(以下「生産行程管理業務規程」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める書類

は、遅滞なく、第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録の申請の補正)

第七条の二 農林水産大臣は、前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類に形式上の不備があり、又は当該申請書若しくは書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、相当の期間を指定して、登録の申請の補正をすべきことを命ずることができる。

農林水産大臣は、前項の規定により登録の申請の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その登録の申請を却下することができる。

(登録の申請の公示等)

第八条 農林水産大臣は、登録の申請を受理したとき（前条第一項の規定により申請の補正をすべきことを命じた場合は、その補正が行われたときは、遅滞なく、第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項その他必要な事項を公示しなければならない。）農林水産大臣は、前項の規定による公示の日から三月間、第七条第一項の申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる書類を公衆の縦覧に供するとともに、農林水産省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（意見書の提出等）

第九条 前条第一項の規定による公示があつたときは、何人も、当該公示の日から三月以内に当該公示に係る登録の申請について、農林水産大臣に意見書を提出することができる。

農林水産大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、当該意見書の写しを登録の申請をした生産者団体に送付しなければならない。

（登録の申請の制限）

第十条 次の各号のいずれにも該当する登録の申請は、前条第二項並びに次条第二項及び第三項の規定の適用については、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について前条第二項の規定によりされた意見書の提出とみなす。この場合においては、農林水産大臣は、当該各号のいずれにも該当する登録の申請をした生産者団体に対し、その旨を通知しなければならぬ。

（一） 第八条第一項の規定により登録の申請が受理された後（第七条の二第一項の規定により申請の補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われた後）前条第一項に規定する期間が満了するまでの間にされた登録の申請であること。

（二） 当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が第八条第一項の規定による公示に係る特定農林水産物等の全部又は一部に該当すること。

（三） 前項第二号に該当する登録の申請は、前条第一項に規定する期間の経過後は、することができない。ただし、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について、取下げ、第十三条第一項の規定により登録を拒否する处分又は登録があつた後は、この限りではない。

（学識経験者の意見の聴取）	
第十一條	農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第二項第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
2	前項の場合において、農林水産大臣は、第六条第一項の規定により提出された意見書の内容を学識経験者に示さなければならぬ。
3	第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、必要があると認めるときは、登録の申請をした生産者団体又は第九条第一項の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴くことができる。
4	第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。
（登録の実施）	
第十二条	農林水産大臣は、登録の申請を受理した場合において第七条の二から前条までの規定による手続を終えたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。
2	登録は、次に掲げる事項を特定農林水産物等登録簿に記載してするものとする。
一	登録番号及び登録の年月日
二	第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項
三	第七条第一項第一号に掲げる事項
三	農林水産大臣は、登録をしたときは、登録の申請をした生産者団体に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。 （登録の拒否）
第十三条	農林水産大臣は、次に掲げる場合に登録を拒否しなければならない。 一 生産者団体について次のいずれかに該当するとき。 イ 第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないとき。 ロ その役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。（2）において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。

(1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) 第二十二条第一項の規定により登録を取り消された生産者団体において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者

二 生産行程管理業務について次のいずれかに該当するとき。

イ 第七条第二項の規定により同条第一項の申請書に添付された明細書に定められた同項第二号から第八号までに掲げる事項が、当該申請書に記載されたこれらの事項に適合していないとき。

ロ 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、当該生産者団体の構成員たる生産者が行うその生産が明細書に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していないとき。

ハ 生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有しないとき。

ニ 生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていると認められないとき。

三 登録の申請に係る農林水産物等（次号において「申請農林水産物等」という。）について次のいずれかに該当するとき。

イ 特定農林水産物等でないとき。

ロ その全部又は一部が登録に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するとき。

メ 申請農林水産物等の名称について次のいずれかに該当するとき。

イ 普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第一条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき。

ロ 次に掲げる登録商標と同一又は類似の名稱であるとき。

(1) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標

を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十九条 三億円以下の罰金刑

二 第四十条 一億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(検討) **（検討）**

政府は、この法律の施行後十年以内に、

この法律の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

(調整規定)

る。

第三条 政府は、この法律の施行の日が食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第三条第

二項の規定の適用については、同項中「農林物

資の規格化等に関する法律」とあるのは、「農

林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する

法律」とする。

(政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法

律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第

一〇八号) 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

（特定農林水産物等の登録の申請等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう。)前にされた特定農林水産物等の名称の

保護に関する法律第六条の登録又は同法第十五

条第一項若しくはこの法律による改正前の特定

農林水産物等の名称の保護に関する法律(次条

第一項において「旧特定農林水産物等名称保護

法」という。)第十六条第一項の変更の登録の

申請であつて、この法律の施行の際、登録又は

変更の登録をするかどうかの処分がされていな

いものについてのこれらの処分については、な

お従前の例による。

(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水產

物等名称保護法第二十二条第二項において準用

する旧特定農林水産物等名称保護法第八条第一

条第二項において準用する特定農林水産物等の

名称の保護に関する法律第二十四条の規定によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七

〇号) 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措

置)

第二条 この法律は、経済上の連携に関する日本

国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から

施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布

の日から施行する。

(特定農林水産物等の登録の申請等に関する経

過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう。)前にされた特定農林水産物等の名称の

保護に関する法律第六条の登録又は同法第十五

条第一項若しくはこの法律による改正前の特定

農林水産物等の名称の保護に関する法律(次条

第一項において「旧特定農林水産物等名称保護

法」という。)第十六条第一項の変更の登録の

申請であつて、この法律の施行の際、登録又は

変更の登録をするかどうかの処分がされていな

いものについてのこれらの処分については、な

お従前の例による。

(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置)

第四条 施行日前にされた特定農林水産物等の名

称の保護に関する法律第六条の登録に係る特定

農林水産物等(同法第二項に規定する特定農

農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部

を改正する法律(平成三十年法律第八十八号)

の施行の日(以下この号において「改正法施行

日」という。)前にされた登録に係る特定農林水

水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示

又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属す

る区分に属する農林水産物等の包装、容器及び

送り状以外の包装等に使用する場合にあつて

は、改正法施行日前」と、「当該特定農林水

产物等の指定の日」とあるのは、「改正法施行

日」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

第七条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

(政令への委任)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号) 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

（地理的表示の使用制限の例外に関する経過措

置）

第二条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

（特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水產

物等名称保護法第二十二条第二項において準用

する旧特定農林水產物等名称保護法第八条第一

条第二項において準用する特定農林水產物等の

名称の保護に関する法律第二十四条の規定によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措

置)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水產

物等名称保護法第二十二条第二項において準用

する旧特定農林水產物等名称保護法第八条第一

条第二項において準用する特定農林水產物等の

名称の保護に関する法律第二十四条の規定によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措

置)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水產

物等名称保護法第二十二条第二項において準用

する旧特定農林水產物等名称保護法第八条第一

条第二項において準用する特定農林水產物等の

名称の保護に関する法律第二十四条の規定によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措

置)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水產

物等名称保護法第二十二条第二項において準用

する旧特定農林水產物等名称保護法第八条第一

条第二項において準用する特定農林水產物等の

名称の保護に関する法律第二十四条の規定によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日) **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措

置)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(特定農林水産物等の登録の取消し等に関する

経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧特定農林水產

物等名称保護法第二十二条第二項において準用

する旧特定農林水產物等名称保護法第八条第一

条第二項において準用する特定農林水產物等の

名称の保護に関する法律第二十四条の規定によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法